

長浜市空家等対策計画進捗管理表(取組別)

評価基準 A:進捗率71~100%(※取組が順調に進んでいる)  
 B:進捗率31~70%(※取組が進んでいる)  
 C:進捗率0~30%(※着手していない又は取組を始めたところである)

資料 3-2

方針・目標値	視点	取組	事業概要	平成29年度末達成状況	評価(A・B・C)	担当部署	
③②① 市地長 民域浜 のの 地ま活 域ち力 ・づ維 事く持 業り・ 者と向 ・連上 行携を 政し目 等なが がして 相らて 互空、 に家総 連等を をき合 しに的 れ対 取い策 りを推 組ん進 でして いきま すす	予防	市民意識の醸成・啓発	市民への情報発信	広報等への周知、固定資産税の納通に関係情報の掲載	B	建築住宅課	
			地域を単位としたきめ細かな対応	出前講座にて対応	A	建築住宅課	
			相続生前対策の推進	ワークショップ及び出前講座にて対応	A	建築住宅課	
			相続登記の推進	ワークショップ及び出前講座にて対応	A	建築住宅課	
		住宅ストックの良質化の推進	既存住宅の質の向上	パンフレット作成により住宅支援制度を一元化し情報発信 住宅エコ改修、定住住宅改修等の支援事業を実施	A	建築住宅課	
			住宅密集地・狭あい道路対策との連携	H28.4月狭あい道路拡幅整備助成金の創設	A	開発建築指導課	
		良好な住環境の保全・形成の推進				B	建築住宅課
		出前講座(自宅の終活講座)	地域に出かけ空家等に関する情報(相続や被害等)をお知らせするもの	平成28年5回 平成29年4回実施	B	建築住宅課	
		空き家ワークショップ	専門家とともに地域で空き家等への対応について考えていくもの	平成28年21人(のべ52人) 平成29年21人	A	建築住宅課	
		住宅改修等支援制度	既存住宅の質の向上を図るために助成を行うもの		H28:136件 H29:110件	A	建築住宅課
	・定住住宅改修促進事業		H28:2件 H29:5件	A	建築住宅課		
	・木造住宅耐震改修等事業		募集したが申込者なし	B	開発建築指導課		
	活用	活用・流通のための環境整備	所有者への働きかけ(情報発信と啓発、地域連携と庁内整備)		固定資産税納税通知書に同封する空き家バンク案内記事の掲載 空き家情報冊子の作成(H30から配布)	B	建築住宅課
			活用への支援		平成30年度空き家流通・活用促進事業補助金の開始	C	建築住宅課
			コンサルティング体制の整備		空き家相談の窓口について、すまい政策推進室で一元対応	B	建築住宅課
			官民連携による資金調達等の取組の推進		民:金融機関による解体ローンの創設 官:検討中	C	建築住宅課
		地域による活用への支援	支援制度		検討中	C	建築住宅課
			地域の体制整備や意識改革		出前講座にて対応	B	建築住宅課
		NPO等による活用への支援			長浜市移住定住促進協議会を通じて支援	B	市民活躍課
		移住対策などによる更なる需要喚起のための取組			H28.4月長浜市移住定住促進協議会の設置	B	市民活躍課
定住住宅改修促進事業助成金		移住定住を促進するため、既存住宅を改修する場合に助成を行うもの		H28:2件 H29:5件	B	建築住宅課	
まちなか空き家再生促進助成金		長浜町家再生バンクに登録された空き家を改修する場合に助成を行うもの		4件(H26~累計)	B	長浜駅周辺まちなか活性化室	
移住定住事業		長浜市移住定住促進協議会と連携をしながら、若者の移住を進めるもの		ナガハマキャピタル等HPを媒体に各種事業を展開中	B	市民活躍課	
高齢者の居場所づくり		住み慣れた地域で高齢者が暮らしていくために利用できるような支援するもの		高齢者が生きがいをもち活動できる拠点を整備運営を支援する補助制度を創設する。 平成29年度 事業実施者数 2者 (H30予算は5事業者を予定)	B	高齢福祉介護課	
子育ての拠点づくり		子育てサークル等が利用できるように支援をするもの		子育て応援アプリの開設	B	子育て支援課	
起業の拠点づくり		空家等を利用して起業をされる人を支援するもの		空家等の活用に特化した起業制度は未整備	C	商工振興課	
目標値 2,650戸 (その他住宅の 空き家数)	特定空家等対策のあり方	特定空家等の予防		ワークショップ、出前講座及び空き家情報冊子にて対応	B	建築住宅課	
		特定空家等の解消に向けた対応		空家特措法及び条例に基づき対応	B	建築住宅課	
		緊急対応措置		未実施	C	建築住宅課	
		連携した取組		空家等対策庁内会議にて対応	B	建築住宅課	

適正管理	条例の整備	条例目的、用語の定義、基本理念、各主体の責務・役割、予防、活用、適正管理、その他	平成28年6月制定 平成28年10月施行	A	建築住宅課	
	情報・体制の整備	情報の把握		随時実施	B	建築住宅課
		情報の整備・共有		随時実施	B	建築住宅課
		状況の継続的把握		随時実施 地域の見守り体制が手薄	B	建築住宅課
		所有者への働きかけ・指導等		空家特措法及び条例に基づき対応	B	建築住宅課
		行政の対応体制の整備		リスク管理に記載	B	建築住宅課
		専門家等からの助言		平成29年度から司法書士への所有者特定業務を委託	B	建築住宅課
	NPO等による管理への支援			長浜市移住定住促進協議会を通じて支援	B	建築住宅課
	空き家関連条例の制定	空家等の予防・活用を進め、特定空家等に適切に対応していくために制定するもの	平成28年6月制定 平成28年10月施行	A	建築住宅課	
	除却	管理者意識の醸成・強化方策の検討		予防についてはワークショップ及び出前講座にて対応 強い対応については、法や条例に基づき対応	A	建築住宅課
経済的インセンティブの検討		検討中	C	建築住宅課		
跡地活用を踏まえた支援		検討中	C	建築住宅課		
住宅密集地・狭あい道路対策との連携		H28.4月狭あい道路拡幅整備助成金の創設	A	開発建築指導課		
跡地活用	住宅密集地・狭あい道路対策との連携		H28.4月狭あい道路拡幅整備助成金の創設	A	開発建築指導課	
	地域等による活用への支援		検討中	C	建築住宅課	
	狭小敷地の改善促進		未着手	C	建築住宅課	
総合的な取組	空家等の調査		随時実施	A	建築住宅課	
	データベース化		地域の空き家数について平成30年度に調査実施	C	建築住宅課	
	協議会等の設置		平成28年4月 長浜市空家等対策推進会議設置	A	建築住宅課	